

岩手県告示第414号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和6年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
大船渡市	当該市町村で定める場所	令和6年9月9日（午後）から同月13日まで
大槌町	”	令和6年9月25日（午後）から同月26日（午前）まで
北上市	”	令和6年10月7日から同月11日まで
西和賀町	”	令和6年10月21日（午後）から同月22日（午前）まで
花巻市	”	令和6年11月5日から同月7日まで及び同月11日から同月14日まで

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター